

1. 件名：浜岡原子力発電所非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告について
2. 日時：令和4年3月10日 10時30分～10時50分
3. 場所：実用炉監視部門会議テーブル
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
小林主任監視指導官、志賀主任監視指導官

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）
東京支社 原子力グループ 1名

5. 要旨

中部電力から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、浜岡原子力発電所非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）過給機の点検を実施したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

○3号機D/G（B）、4号D/G（A）（B）、5号機D/G（A）（B）（C）の過給機タービンプレードについて、点検フローの第一判定である設計上の最大孔位置の差を満足していることを確認した。

○点検結果から、異常は認められなかったことから、タービンプレードを継続使用可能と判断した。

○点検未実施である3号機D/G（A）は2022年度第2四半期を予定している。

また、3号機D/G（H）及び4号機D/G（H）は、長期停止期間において保管対策系統であるため、プラント再稼働前までに点検する計画である。

原子力規制庁は、中部電力からの説明後に質疑応答を行い以下の内容を確認した。

○4号機D/G（A）（B）について新品交換した理由について尋ねたところ、1992年柏崎刈羽原子力発電所2号機で過給機のタービンプレードに損傷が確認されたため、その水平展開の点検として取外・取付を実施していることから今回の点検でレーシングワイヤ及びタービンプレードの新品交換をした。

原子力規制庁から中部電力に対し、今後点検予定のD/Gについて新たな知見及び不具合がなければ、点検計画及び点検結果報告書をメール等で送付も可能である旨伝えた。

6. 提出資料

- ・ 浜岡原子力発電所非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告について

以上